

新潟市・黒埼町合併問題協議会 協議内容のお知らせ (中間報告②)

前号に続き、新潟市と黒埼町が合併した場合の行政制度やまちづくりビジョンなどについて、事前に協議するため設置された新潟市・黒埼町合併問題協議会の協議内容についてお知らせします。

協議会では、合併した場合の行政制度について協議が行われ、次の【調整方針案】のとおり方向性が見いだされました。

協議中の行政制度やまちづくりビジョンについては、次回以降に協議が予定されていますので、その結果については広報でお知らせいたします。

紙面の都合により、主な行政制度のみの掲載となりましたので、詳しくは広域行政対策課までお問い合わせください。



調整方針案に使われていることば

「現行のとおりとする。」とは、

その行政制度は、合併を理由としては変えないが、行政制度は常に見直しを行っているため、社会状況等の変化があれば、変わることもある。

「当分の間、現行のとおりとする。」とは、

その行政制度は、3年～5年は、合併後も継続し、その期間が経過した後の取扱いについては、改めて検討する。

「ただし、当分の間、現行のとおりとする。」とは、

その行政制度は、3年～5年は、合併後も継続し、その期間が経過した後の取扱いについては、ただし書きの前の記述を基本方向としながら、改めて検討する。

